

マイカー共済

自動車総合補償共済

2020年4月
改定

改定のご案内



電通共済生協「あゆみちゃん」

平素より電通共済生協グループの共済制度をご利用いただきありがとうございます。
マイカー共済は、2020年4月より掛金改定を含む制度改定にあわせ、団体割引率の拡大を実施することとしました。
主な改定内容について次の通りご案内しますのでご確認をお願いいたします。
皆様により安心・納得してご利用いただけるよう、補償・サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解いただけますよう、重ねてお願いいたします。

〈主な改定内容〉

- 1 共済掛金の改定
- 2 主たる被共済者年齢区分の見直し
- 3 型式別掛金クラスの導入・見直しなど
- 4 団体割引の見直し
- 5 その他の改定

1 共済掛金の改定

法定利率の改正に伴う共済金増加による影響およびこれまでの共済金の支払状況をふまえて、掛金の見直しを行います。

これにより、契約者個々の契約条件により掛金が引き下げまたは引き上げとなる場合がございます。
共済掛金の改定にご了承いただくとともに、より一層の安全運転にご協力いただきますようお願いいたします。

2 主たる被共済者年齢区分の見直し

主たる被共済者年齢間の実績(リスク)格差に乖離(かいり)があることから、契約者間の共済掛金の公平性を確保するため、リスク実態を反映し、掛金率の見直しを行います。

また、実績(リスク)格差の大きい「70歳以上」については、「70歳以上75歳未満」と「75歳以上」に細分化します。

運転者年齢条件	改定前	改定後
26歳以上補償 35歳以上補償	30歳未満	30歳未満
	30歳以上40歳未満	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満	50歳以上60歳未満
	60歳以上70歳未満	60歳以上70歳未満
	70歳以上	70歳以上75歳未満 75歳以上

先進安全自動車 (ASV) 技術が進展していく中、型式別のリスク格差をより正確に反映するため、普通・小型乗用車、四輪乗用車において型式別クラスの導入・見直しを行います。あわせて軽四輪乗用車のAEB割引ならびにハイブリッド車割引を見直します。

(1) 普通・小型乗用車のクラス細分化

型式ごとの事故発生状況をより適切かつ公平に掛金に反映させるため、普通・小型乗用車の型式別掛金クラス数を9クラスから17クラスに細分化します。

改定前			改定後		
基本補償	対人賠償・ 自損事故傷害特約	型式別掛金 9クラス	基本補償	対人賠償・ 自損事故傷害特約	型式別掛金 17クラス
	対物賠償			対物賠償	
	人身傷害補償・ 搭乗者傷害特約			人身傷害補償・ 搭乗者傷害特約	
車両損害補償		車両損害補償			

ステップ1

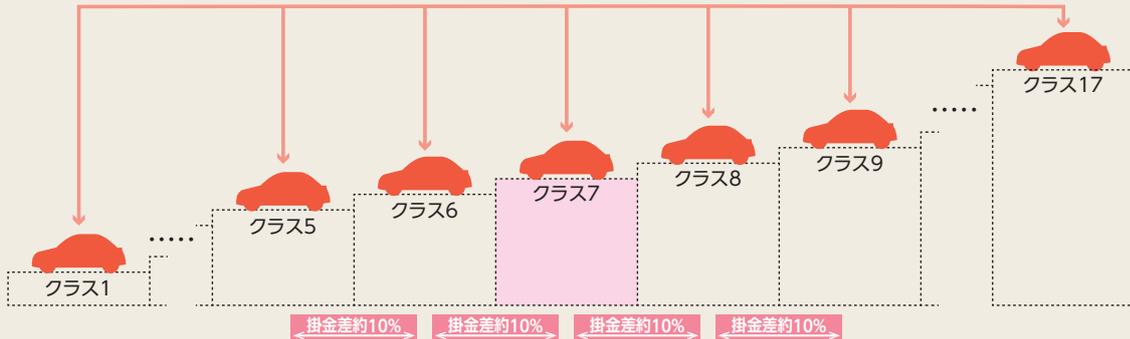
現在のご契約の掛金クラスを改定後の掛金クラスに組み替えます。

(例)現在の掛金クラスが「4」の自動車の場合



ステップ2

各型式の損害率に応じて、掛金クラスが決定します。



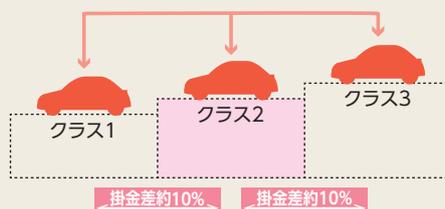
(2) 軽四輪乗用車の型式別掛金クラスの導入

軽四輪乗用車の普及台数の増加に伴い、自動車ごとの特性(形状・構造・装備・性能)も多様化し、型式間での事故発生状況に格差が見られるようになりました。

したがって、軽四輪乗用車に対しても基本補償および車両損害補償に型式別掛金クラス(3クラス)を導入し、型式ごとの事故発生状況をより正確に反映させた掛金とします。

改定前			改定後		
基本補償	対人賠償・ 自損事故傷害特約	型式によらず 一律	基本補償	対人賠償・ 自損事故傷害特約	型式別掛金 3クラス
	対物賠償			対物賠償	
	人身傷害補償・ 搭乗者傷害特約			人身傷害補償・ 搭乗者傷害特約	
車両損害補償		車両損害補償			

各型式の損害率に応じて、
掛金クラスが決定します。



安い ← 共済掛金 → 高い

(3) AEB割引の見直し

軽四輪乗用車の型式別クラス導入に伴い、衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 割引の適用期間を見直します。このことにより、型式発売からの経過年数によっては、AEB割引が適用されなくなる場合があります。

用途・車種	普通・小型乗用車	軽四輪乗用車
割引率	9%割引	
補償種目	基本補償、車両損害補償 (付随諸費用補償、地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約除く※1)	
割引適用期間	共済期間の開始日が型式の発売後3年以内※2	<改定前> 期間限定なし (型式の発売時期は問わない) <改定後> 共済期間の開始日が型式の発売後3年以内※2

※1 型式別掛金クラスを導入しない補償となるため、AEB割引対象外とします。

※2 発売後3年以内とは、「型式が発売された年度に3を加算した年 (暦年) の12月末までの期間」をいいます。

(例) 2019年度 (2019年4月～2020年3月) に発売された型式=2022 (2019+3) 年12月末までの期間

型式発売後3年経過した自動車はリスク実態に見合ったクラスが決定され、AEB装置のリスク軽減効果が掛金クラスに反映されるため、AEB割引対象外となります。

型式別掛金クラスとAEB割引の関係について

型式別掛金クラスは、新たな型式が発売されたときには、その排気量や新車価格帯などによって掛金クラスを決定しますが、その後は、下図のように直近3か年の型式別の損害率を検証し、「掛金クラス見直し」を毎年1月1日に実施しています。事故実績の蓄積が十分な型式では「クラス見直し」によりリスク実態に見合った掛金クラスが決定されるため、AEBによるリスク軽減効果も反映されていることとなります。一方、発売されて間もない型式のように事故実績の蓄積が充分でない型式については、AEBのリスク軽減効果が掛金クラスに充分反映されているとはいえません。

AEB割引は、この充分に反映できていない部分を補完するため、型式発売後3年以内の型式について適用されるものです。

例) 2019年5月に発売された型式の場合



(4) ハイブリッド車割引の改定

ハイブリッド車や電気自動車等について、十分な普及が見込まれることから割引率を「3%」に改定します。なお、これまでと同様に割引適用期間の制限はなく、福祉車両割引との併用も可能です。

4 団体割引の見直し

電通共済生協でご契約のマイカー共済については、損害率の改善により、2020年4月始期以降の契約より団体割引率を7.5%から10%に拡大いたします。

※団体割引10%の適用は、4月始期以降の新規契約および契約更新後の契約より適用されます。

※損害率の改善は電通共済生協におけるマイカー共済の収支状況で、団体割引率は該当年の損害率によって毎年変動する可能性があります。

5 その他の改定

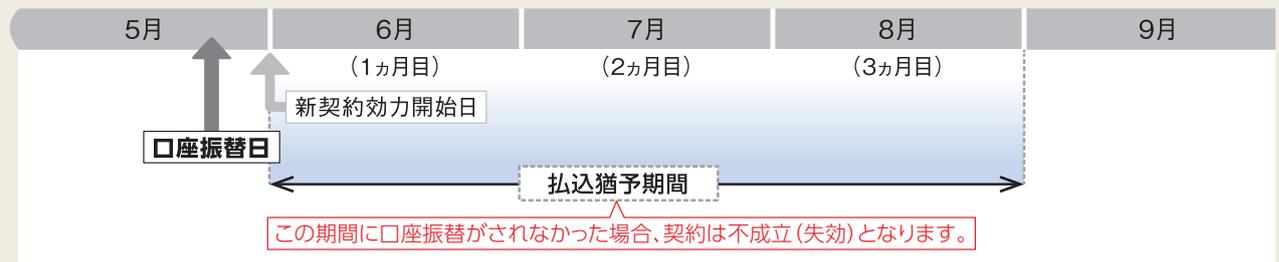
1 共済掛金口座振替特約の払込猶予期間の変更

現行 2ヵ月間

改定 3ヵ月間

口座振替時の第2回以降の共済掛金の払込猶予期間を払込期限(月末)の翌日から3ヵ月間に延長します。(4回目の振替不能で契約不成立(失効)となります。)

[例] 更新契約の効力開始日が6月1日の場合(払込期限:5月31日)



※月払契約の場合、引落不能額を合算して請求します。

2 配偶者の範囲の見直し

組合員の多様な家族形態を尊重し、事実上婚姻関係と同様の事情にある同性パートナーを配偶者の定義に含めます。

ここに掲載している内容は、制度改定の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。